

②番号法別表の項	65	
③利用特定個人情報提供省令第2条の表の項	90	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		日光市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1第5項 日光市ひとり親家庭医療費助成に関する条例(平成18年条例第143号)によるひとり親家庭の親と子に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年七月一日法律第二百二十九号)第1条	日光市ひとり親家庭医療費助成に関する条例(平成18年条例第143号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、母子家庭等及び寡婦の福祉に関する原理を明らかにするとともに、(母子家庭等及び寡婦)に対し、(その生活の安定と向上のために必要な措置を講じ、もって母子家庭等及び寡婦の福祉を図ること)を目的とする。	第1条 この条例は、(ひとり親家庭の親と子)に対し医療費の一部を助成することにより、その心身の健康の向上を図り、もって(ひとり親家庭の福祉を増進すること)を目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		日光市ひとり親家庭医療費助成に関する条例(平成18年条例第143号) 日光市ひとり親家庭医療費助成に関する条例施行規則(平成18年規則第113号)